

ENSHOW® Newsletter

今月のトピックス:近未来住宅事情(国土交通省白書から読む)

株式会社円昭ホームページ http://www.enshow.com

発行人:前田由紀夫 編集人:中村友一

6月、雨に悩まされる季節です。入梅は「雑節」と言う五節句・二十四節気以外の日本独特の季節の移り変わりを表した暦です。農業と深くかかわりがあり、農作物の出来高を考え、梅雨が来る時期の目安を知るために設けられました。入梅は芒種の後の最初の壬(みずのえ)の日となるそうです。壬は陰陽五行説で水性の陽に割り当てられており、水と縁がある日ということで、入梅の時期の目安になっています。日本列島は細長く、沖縄は今年5月16日に梅雨入りをしました。本州では6月中旬に梅雨入りとなり

日本列島は細長く、沖縄は今年5月16日に梅雨入りをしました。本州では6月中旬に梅雨入りとなそうです。また、ご存じのとおり北海道では梅雨はなく、入梅という雑節もあてはまりません。



■ 近未来住宅事情(国土交通省白書から読む)

内訳は、持家は35万戸で3年ぶりの増加、貸家は54万戸となり6年連続の増加、分譲住宅は38万戸で4年連続の増加となった。

さて、一方で人口減少と言われているが、住宅がこれほどまでに増加してよいものだろうかと思ってしまう。そこには我が国の人口構造の変化が反映されているようだ。

そこで、人口構造の変化を 見てみることにする。平成 17 年国勢調査によると、平成 17 年 10 月 1 日時点の日本の人

口は1年前の推計人口と比べ 減少し、人口動向は減少局面 に入りつつあり、大きな転換 点を迎えている。経済面にお いても、バブル崩壊後の長期 にわたる調整局面を脱し、安 定成長への軌道に乗りつつ ある中、産業構造や企業を取 り巻く状況には大きな変化 がみられる。不動産市場の動 向は、社会経済動向に大きく 左右されるものであり、全体 としてはこのような産業構 造の変化に伴い、長期的にみ ると今後の不動産需要は縮 小していくと予想される。

人口及び世帯数等の動向

平成 17 年国勢調査による と、我が国の人口は減少の局に に入ったことが確認で動き に入ったことが人の不動で で図左)。個人の不動では、住宅需要に は、生を占め向が大半をの動立に が、今後の世帯数の。国にに が、今後の世帯数のに はでくる。 のが大会る に、我が国の世帯数につに減い は平成 27 年をピークにいいる で図右)。また、少子化や

つまり、世帯数は増えるが 世帯当たりの人員が減って くるということである。今ま でに経験したことのない動 向に、どのように対応してい くかを考えていかなければ ならない時代であることが 伺われる。

想される。各都道府県の人口 動態については、平成 12 年 から平成 27 年の人口増加率 は、多くの道府県でマイナス に転じ、人口増加が続くのは、 東京都、大阪、名古屋とその 周辺などに限られると予想 されている。大都市圏では引 き続き増加が予想されるが、 人口減少が一足早く始まっ ている地域では世帯数が減 少することが予想されてい る。また、都市圏内部におい ても、都心部におけるマンシ ョン供給など、人口の都心回 帰や、郊外部においても駅周 辺等への居住がみられ、利便 性の高い地域への居住志向 が高まっている。

住宅所有の状況について 地域ごとに見てみると、持家 住宅率は地方圏では高く、大 都市圏では低い。首都圏 大高齢化社会におけるライ フスタイルの変化が顕著に なり、それらの対応を早急に 進める必要がある。

前田由紀夫

【参照:国土交通省 平成 18 年度土地白書】



ド・平成12年以間は、各年総務省「国勢調金」による。平成17年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月推計)中位推計による。



資料: 平成12年までは、各年総務省「国勢調査」による。 平成17年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帝数の将来推計」(平成15年 10月推計)による。

注:昭和45年及び昭和50年の高齢単身世帯は普通世帯数となっている。

親の相続財産を子の借金から守るため…

債権者は、債務者がその債 権者に損害をかけることを 知りながら行った法律行為 (詐害行為という)を取り消せ ます。ただし財産を目的とし ない法律行為はこの対象と はなりません。

分割協議は詐害行為になる

親が不動産を残して亡く なりました。相続人は A と B です。A は借金だらけ。A が 不動産を相続してくれれば 債権者はその不動産から債 権回収をします。

そこでAとBは遺産分割 協議により不動産を B が相 続することになりました。遺 言がなければ相続人全員の 合意で誰が何を相続するか しないかを自由に決められ ます。その結果 A は何も相続 せず、無資力となり、自己破 産の申し立てをしました。

債権者は怒り、この遺産分 割協議は詐害行為だから取 り消すように、と訴えました。 遺産分割協議が債権者を害 するために債務者の財産を 減少させる行為とし、取消を 求めたのです。

最高裁 (平成 11.6.11) は 債権者の訴えを認め、相続人 間での遺産分割協議は詐害 行為取消権行使の対象にな るとしました。遺産相続にお いては親の死亡でその財産 全てはいったんABの共有状 況になったと考えます。その 共有財産を遺産分割協議で 具体的な帰属を確定させる のです。いったん相続により 所有した共有財産をないも



~ 分割協議・放棄・遺言 ~

のとすることは、財産権を目 的とする法律行為であり、詐 害行為取消の対象になると

したのです。 親が亡くなってから3ヶ 月間は相続放棄ができます。 このケースでは 3 ヶ月が既 に経過していました。そこで 遺産分割協議において「A は 何も相続しない」としたので あり、それが詐害行為とされ ました。さて A が相続放棄し たらどうでしょう。

放棄は詐害行為にならない

A は相続放棄をしました。 借金を弁済するに十分な相 続財産があるにもかかわら ず放棄したのは債権者を害 する意思での詐害行為だと 債権者が訴えました、

最高裁(昭和 49.9.20)は、相 続放棄のような身分行為に ついては、詐害行為取消の対 象とならないとしました。

遺産分割協議は一旦、共有 となった財産を具体的に確 定させる行為です。だから積 極的に債務者の財産を減少 させる行為といえます。しか し相続放棄とは最初から相 続人にならないということ ですから、最初から財産を取 得したことになりません。

遺言は詐害行為にならない

A の借金を知った親が生 前に遺言で対策したらどう でしょう。親が「全財産を B に相続させる」という遺言を 残しました。遺言により不動 産はB所有になります。この 場合には遺産分割協議は不 要ですし、債務者 A は何ら法 律行為を行いません。親は債 務者でないから遺言を詐害 行為ということはできませ ん。しかし遺言により何も相 続財産を取得できなかった A は遺留分減殺請求で一定 の財産を得る権利がありま す。ただし請求をするか否か はAの任意です

A は請求しません。そこで 債権者は A に代位して遺留 分減殺請求を行いました。債 権者は債務者に代わり債務 者の権利を主張できます。 「債権者代位」です。債権者が Aになり代わり、Bに対して 財産を求めたのです。

最高裁(平成 13.11.22)で、

遺留分減殺請求は債権者代 位の対象とはならないとし ました。遺留分減殺請求は相 続人の一身に専属する権利 であり、他者がこの意思決定 に介入することは許されな いからです。そして親の財産 については、債権者が担保と して期待すべきものではな いので、代位を許さなくても 債権者を不当に害しないと しています。

相続財産を子の借金から守る

親の相続財産を子の借金 から守るためには、①遺産分 割で何も相続しないという のは詐害行為として債権者



に負けてしまうが、②何も相 続しないで済むようにと相 続の放棄をすれば債権者は 手が出せないし、③親が生前 の遺言により何も相続させ ないようにしておけば親の 思いはかなえられる。という ことです。

バードレポート

住宅は「防犯環境設計」を考えて!

この、防犯環境設計とは、犯罪者に物理的、心理的に犯 罪を「やりにくい」「やめよう」と思わせるために、建物や 住環境の設計を工夫することです。

防犯環境設計には 4 つの基本的な原則があります。自宅 リフォーム等の機会には是非、次の「防犯環境設 計の4原則」を取り入れ、「狙われない家」の実現を目指し てください。

<u>原則1「監視性の確保」</u>

犯罪者が侵入しようとした際に、「近所などから見られているかもしれない」と思わせるため、道路などの周囲から 住宅敷地内の見通しを良くし、死角をなくすこと。

原則2「領域性の確保」 その場にふさわしくない者が、侵入・滞留しにくい空間を 作り出すため、居住者が所有するエリアを花壇、柵等で明 示したり、住民間のコミュニティを活性化させること。

- □敷地の境界に花壇・フェンスを配置し、「自分の敷地内」 であることを明示する。
- 口住民同士のあいさつ運動などを展開し、不審者を寄せ付 けない環境を形成する。

原則3「接近の制御」

犯罪者を建物に近づけさせないように、侵入経路を遮断 したり、侵入を容易にする足場を除去すること。

□カーポート、物置などは侵入用の足場にならないように 建物から離して設置する。

原則 4「対象物の強化」

犯罪者が、建物に近づいても、建物に侵入できないよう にするため、ドアや窓そのものの対侵入抵抗力を強化する

- 口防犯性能の高い建物部品(CP建物部品)でドア、窓、面 格子など住宅の開口部の防犯性を強化する。
- 口補助錠、サムターンカバー等で物理的に窓、ドアの防犯 性を補強する。

CPマークとは、防犯性能の高い建物部品を普及するため に作られたシンボルマークで、「防犯」 = Crime Prevention の頭文字「C」と「P」をシンボル化したものです。

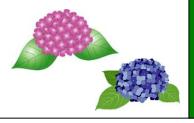
(参考:「Crime」犯罪、「Prevention」予防·防止)

愛知県警察

http://www.pref.aichi.jp/police/gaitou/zyu-jitai.html#10

株式会社 円昭(*enshow corporation*)では 20 周年 企画として平成 18年7月1日から平成 19年6月30 日までの一年間、関係業者様とも協力し、様々なイベント に取り組んでゆく所存です。皆様のご意見ご要望もお聞か せ頂ければ幸いです。

また、メールマガジン、ホームページでも情報を発信致 しますので今後ともご指導、ご鞭撻を頂けましたら幸いで す。よろしくお願い申し上げます。



株式会社 円 昭

〒466-0031

名古屋市昭和区紅梅町 3-4-2 TEL: 052-841-2701 FAX: 052-841-4301 mail@enshow.com http://www.enshow.com